

人と**猫**が安心して暮らせる街づくり

飼い主のいない猫とのトラブルを未然に防ぐための“地域ねこ活動”

■地域ねこ活動とは…

地域住民と行政が一体となって取り組む協働事業です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、命ある動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していけるように動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければならないと規定しています。このことから、市では地域の皆様のご理解とご協力のもとに、「飼い主のいない猫」を適正に管理する「地域ねこ活動」を推進しています。



※1

— 具体的行動 —

地域住民が主体となり

- ・ 不妊去勢手術を行う（市の助成制度を活用）
- ・ 適切にエサや水を与える（置きっぱなしは厳禁）
- ・ 食べこぼしやエサ場の清掃を行う
- ・ ふん尿の始末をする（猫用トイレの設置）
- ・ 近隣に対する広報と理解を得る

■野良猫を増やさないために…

猫の飼い主は、次のことを守ってください。

- ・ 屋内飼育をする
- ・ 不妊去勢手術をする
- ・ 身元の表示をする
- ・ 捨てない（終生飼養をする）



※2

もとをたどれば、野良猫も飼い猫だったのです。

まずは、適正飼育から実践してみましよう！

問い合わせ：浦安市 環境部 環境衛生課 電話 047-351-1111（代表）

出典 ※1イラスト：環境省パンフレット「宣誓！無責任飼い主ゼロ宣言」より
※2イラスト：環境省パンフレット「捨てず増やさず飼うなら一生」より